

「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式 仕様書

1. 件名

「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」業務一式

2. 背景

政府では、新型コロナワクチンの予防接種に関し、12歳以上の希望者への接種を急ピッチで進めてきたが、今後も新たな変異株の出現が危惧され、ワクチンの効果減少に伴う追加接種や副反応に関する更なる情報提供等が必要とされる状況において、国民への接種がより円滑に進むためには、ワクチンに対する国民の正しい理解と信頼が重要となる。しかし、日本の「ワクチン」に関する一般的なイメージについては、ワクチンそのものに対するネガティブな印象や接種に対する漠然とした不安を持っている国民が、未だに他国に比べて多い傾向にある。

また、スマートフォンのコモディティ化により、非科学的な情報であっても、情報が急速に拡散していく場合がある。このため、インターネットやSNS上において、新型コロナワクチンについての正確な情報を発信し、国民から正しい理解を得るための継続的な啓発活動が重要である。さらに、新型コロナワクチン接種の増加に伴い、様々な副反応等の事案が発生した場合、科学的な視点が考慮されずに報道が過度に加熱することも予想される。その結果、SNS上での不正確な情報の拡散と相まって、接種を受けるかどうかの冷静な判断を行いうる環境を損ない、ワクチン忌避の風潮が高まる懸念もある。このため、マスメディアでの報道やSNSにおいて不正確な情報が発信された場合に迅速に対応できる体制を確保するとともに、国民に対する影響力の高いマスメディアとのコミュニケーション力を高める必要がある。

これらの観点を踏まえ、一人でも多くの国民が新型コロナワクチン接種を安心して受けられるようにし、更には、新型コロナウイルス感染症の克服を目指すため、「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」として、適切な情報発信とリスクコミュニケーションを両輪で展開していくものである。

3. 事業の目的

新型コロナワクチンについて、迅速・丁寧な情報発信を行い、正しい情報に基づいて、国民が接種を受けるかどうかの冷静な判断を行いうる環境を醸成するとともに、接種を受けようとする国民が安心して接種を受けられるよう世論形成を行い、更に定量的な国内の新型コロナワクチン接種数の増加を目指す。

4. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5. 事業内容

(1) プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援

本事業におけるプロジェクトの円滑な進行を行うための体制・人員の準備および戦略的広報観点から支援を行う。

実施体制に関しては、プロジェクト全体を一気通貫で管理できる体制の整備を行うとともに、人員に関しては、下記の人員以上の準備を行い、厚生労働省からの要望等に迅速・柔軟に対応すること。

■ 体制・人員

- ・プロジェクトマネージャー（全体統括）
- ・広報マネージャー（広報実務責任者/SNS運用担当 ※厚生労働省との調整）
- ・広報スタッフ（全般サポート）
- ・広報スタッフ（メディアモニタリングサポート）
- ・広報スタッフ（特設サイトの管理・運用/他サイトとの連携・調整
※ウェブ制作やチラシ作成等の専門的な知識や技術を持ち経験を有すること）

厚生労働省との調整にあたる広報マネージャー、サイトの管理等を行う広報スタッフの状況により残業や休日対応を行う場合もある。何らかの理由により夜間・休日対応できない場合は、業務に支障が無いよう、ほかの広報スタッフが代わりに対応する等のサポートをすること。ただし、いずれの場合も、労働関連法規を遵守するとともに、必要に応じ厚生労働省との協議の上で業務を行うこと。

広報戦略支援に関しては、事業目的の達成に向けた効果的・効率的なアプローチを行うための準備および厚生労働省が行う発信内容に対する助言と改善を随時行うこと。

また、情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、今年3月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上でワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザー契約を結んで連携すること。

戦略立案するにあたっては、予防接種を行う国民の属性（年齢、基礎疾患保有者、妊婦等）を踏まえたうえで検討すること。

情報発信については、厚生労働省等が保有・運営している各種広報ツール（ウェブサイトのQ&A特設サイト、Twitter、Facebook、YouTube等）の活用や、プレスリリースの作成（プレスリリース配信サービスを含む）、厚生労働省が必要に応じて開催している記者勉強会、記者会見、諸会議等の支援を通じて行うこと。

なお、広報活動を行うにあたっては、国民への情報発信が滞らないよう、必要に応じて引き継ぎ等を行い、現在行っている各広報活動の品質（コンテンツ内容の質、Q&A特設サイトの更新頻度、SNS投稿頻度等）を落とさないよう十分留意すること。

(2) 新型コロナワクチンQ&A特設サイト等に関する運用支援

令和4年3月までに行った事業の実施内容を踏まえ、新型コロナワクチンQ&A特設サイトの運用支援を行う。Q&Aのコンテンツについては、厚生労働省が提供するものに加え、国民にとって有益となるものについて外部有識者のアドバイスも参考にして原案を作成し、厚生労働省の指示のもと定期更新する。なお、更新履歴は都度、厚生労働省へ提出すること。

また、厚生労働省のウェブサイト本体等との調整も随時図り、関連するページが遅滞なく更新できるようスムーズな対応・連携を心がけること。なお、Q&A以外のページやコンテンツの更新・追加等については、厚生労働省と事前協議の上で対応すること。

(ア) 想定規模

Q&A更新数：週5設問程度

専門家のコラム作成：月1件程度

厚生労働省ウェブサイト本体の更新：週10件程度

※新型コロナワクチンに関連するもの

イラストやロゴなどの制作点数：月5点程度

分析ツールによるレポート提出：月1件程度

(イ) 運用・保守等

特設サイトを設置している専用サーバの管理・保守（月間1千万～2千万PVを想定）、
移管（必要に応じて本業務の開始時・終了時）

特設サイトに設置しているチャットボットの設問修正・追加：週5件程度

※軽微なデザインの修正については、厚生労働省と協議の上で対応する。

(3) 厚生労働省SNSの運用支援

新型コロナワクチンに関するさまざまな情報がメディアから発信されている現状を踏まえ、科学的な根拠に基づく正しい情報を、分かりやすい内容と適切なタイミングでSNS（Twitter、Facebook等）を通じて継続的に発信する。

具体的には、国民に伝えるべき情報の選定・提示を随時行い、厚生労働省の指示のもと原稿作成をする。そして、厚生労働省内でのファクトチェックが完了次第、速やかにSNSで情報発信をする。併せて、新型コロナワクチンQ&A特設サイトの運用者および関係各所に情報提供をする。

なお、実施する際は、必要に応じてSNSに添付する、または特設サイトに掲載するためのデジタル広報素材（静止画、動画、チラシ）の作成も行うこと。

(ア) 発信件数

この活動に関する発信件数は下記とする。

・厚生労働省Twitterへの投稿：毎日1回程度

・厚生労働省Facebookへの投稿：毎日1回程度

※上記以外のSNSについては、厚生労働省と協議の上で実施すること

※現時点での想定している目安であり、日によって変動する可能性あり

(イ) デジタル広報資材の想定作成点数

この活動に関する静止画と動画の作成件数は下記とする。

- ・静止画の作成（パワーポイントで作成したもの含む）：1か月に20点程度
- ・動画の作成：5点程度
- ・イラスト等を用いた分かりやすいチラシやリーフレット：5点程度

※作成点数は予算に応じて増減する可能性あり

(4) マスメディアを通じた効果的な広報の実施

テレビ、新聞、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアに対し、コロナワクチンに関する正しい情報を発信してもらうための広報支援を行う。なお、実施するにあたっては、厚生労働省と密なコミュニケーションを取りながら戦略的に進めること。

(ア) プレスリリース・広告の作成・発信等支援

厚生労働省からのプレスリリースの作成・配信を行う。その際は、プレスリリースの動転載サービスも活用してインターネットメディアへの確実な露出もセットで行う。インターネットメディアへの広告の作成・出稿・運用の支援も行う。

この活動に関するリリース作成・メディア露出件数等は下記とする。

- ・プレスリリース作成数：月1本程度 ※月により変動する可能性あり
- ・インターネットメディアへの掲載件数：1配信あたり20媒体以上
- ・広告の作成等の件数：3件程度 ※予算に応じて増減する可能性あり

(イ) 記者勉強会や記者会見、諸会議等における関係資料の作成と現場支援

厚生労働省が必要に応じて実施する記者勉強会や記者会見、諸会議等におけるメディア向け、国民への情報発信向け資料の作成と現場でのサポートを、両者協議の上で行う。

(5) 非科学的な情報等に対する対処

新型コロナウイルスに関する情報が色々なメディアから発信されているが、その中には不安を過度に煽るような内容や非科学的な情報も見られ、国内世論に悪影響を及ぼしている。そのため、明らかに非科学的な内容に対しては、厚生労働省の指示に従い適切に対処する。

また、SNS上で拡散されている誤情報等に対しては、科学的な知見に基づいた情報によって分かりやすい内容にして、厚生労働省の指示のもと、Q&A特設サイト等へのSNS発信を行うこと。

(ア) マスメディアへの対処

ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告する。

そして、メディアへの申し入れ（書面または面談）や、正しい情報のQ&A特設サイト掲載およびSNSで発信する等の必要が生じた場合は、面会先のアポイント設定やメディア提出する資料の作成、Q&A特設サイト・SNS原稿作成等を行う。その際は、必要に応じて外部有識者の支援も仰ぐこと。

(イ) SNS上で広く拡散されている誤情報等の対処

情報拡散の基点となっている Twitter 等のモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報等の分析を行い、厚生労働省に毎日報告する。

そして、正しい情報を発信する必要があると厚生労働省が判断したものについては、その原案を作成し、厚生労働省の科学的な知見に基づくファクトチェックを経た上で、Q&A特設サイト掲載や厚生労働省 SNS を通じて投稿する。

に関する
厚生労働

リリースの
を行う。また

けるメディ
で行う。

の中には国
とぼしている
て処する。
た情報を国
への掲載や

の中で、非
特設サイト
やメディア
、必要に応

6. 全体スケジュール

(1) プロジェクト全体

新型コロナワクチン全体の継続的な情報発信：令和4年4月から令和5年3月まで

※令和4年3月までの事業の成果を十分活用すること

※接種状況や世論動向を踏まえ、適宜メッセージを調整すること

(注) Q&A特設サイト (<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/>) を参照

(2) 個別事業

(ア) 特設サイトの継続的なコンテンツ拡充と運営：令和4年4月から令和5年3月まで

(イ) SNSの運営支援（誤情報対応含む）：令和4年4月から令和5年3月まで

(ウ) マスメディアを通じた広報支援（誤情報対応含む）：令和4年4月から令和5年3月まで

※令和3年度事業の実施内容を十分踏まえること

(注) 厚生労働省 Twitter や Facebook によるワクチン関連の投稿を参照

スケジュール表

	R3 事業：令和3年度（8月～3月）	事業：令和4年度（4月～3月）
成果の活用	プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援 Q&A特設サイト等に関する運用支援 厚生労働省 SNS の運営支援 マスメディアを通じた効果的な広報の実施 非科学的な情報等に対する対処	プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援 Q&A特設サイト等に関する運用支援 厚生労働省 SNS の運営支援 マスメディアを通じた効果的な広報の実施 非科学的な情報等に対する対処

7. 成果物等

(1) 成果物

本仕様書の事業内容に基づき、実施した内容を成果物として、報告書に取り纏め提出すること。その他、厚生労働省と協議の上、必要と判断された成果物は、別途提出すること。

(2) 納品方法

・指定の成果物は、紙及び磁気媒体（CD-R 等）により、1部ずつ提出すること。

・紙のサイズは、日本産業規格 A 列 4 番を原則とし、図表については、必要に応じ A 列 3 番を使用することができる。

- ・磁気媒体は、MicrosoftWord2016、Excel2016、PowerPoint2016 で読み込み可能な形式とする。
- ・し、厚生労働省が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- ・納品した成果物に関して瑕疵等が認められた場合には、受託者の責任及び負担において速やか
正を行い、厚生労働省の承認を受けること。

(3) 納品場所

令和5年3月27日(月)18時までに、次の場所にて成果物の引き渡しを行うこと。
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室
電話：03-3595-3287

8. 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、厚生労働省へ届け出るものとする。なお、
には、本業務を実施するために必要な能力や経験を有する自社の者を選任するものとする
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、機動的かつ効果的な対応ができるような人員配置を
と。
- (3) 受託者は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速かつ的
施すること。
- (4) 受託者は、仕様書に示した内容以外にプロジェクト運営の向上の為の提案、機能追加、
必要がある時は速やかに厚生労働省の担当者に連絡を行い、協議の上で決定を行うこと。
- (5) 受託者は、仕様書に不明な点がある場合、仕様書に記載がなくプロジェクトに必要な業
生した場合は、速やかに厚生労働省の担当者と調整し、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利等を侵害することのないように十
ること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者負担とする。
- (7) 受託者は、情報漏えい及び不測の事態により定められた期日までに業務を完了するこ
になった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省へ連絡し、その問題の内容について報告
ともに、指示に従うこと。
- (8) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解除ま
た経費その他の費用は負担しない。また契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等
とることがあり得る。

とする。た
て速やかに
と。

なお、責任
とすること、
配置を行う

かつ的確に

追加、修正
こと。

重要な業務が

に十分注意
。

ることが医
て報告する

解除までに要
金額等の措置

9. 再委託

(1) 再委託の取扱い

(ア) 受託者が、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。

(イ) 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

(ウ) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

(2) 再委託の承認に係る手続等

(ア) 委託契約の相手方が再委託を行う場合には、厚生労働省は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額（以下「再委託に関する内容」という。）について記載した「再委託に係る承認申請書」を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約金額が50万円未満の再委託（以下「軽微な再委託」という。）については、これを省略することができる。

(イ) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、厚生労働省は、委託契約の相手方に「再委託に係る変更承認申請書」を提出させ、審査の上、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

なお、軽微な再委託の場合は、これを省略することができる。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

(ア) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出させ、履行体制の把握に努めるものとする。

(イ) 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求めるものとする。

10. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、厚生労働省が保有するものとする。なお、成果物に著作権等の設定が必要な場合は、契約者が設定手続きを代理するものとする。

(2) 成果物に含まれる契約者または第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、成果物の提出前にその権利者の承諾を得ることとし、契約者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 本事業の成果物は委託期間終了後も公共財産として使用するため、数年後に著作権料等の発生や使用の制限が見込まれる著作権等の使用は行わないこと。

11. 機密保持等

(1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、または本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(2) 本業務遂行中に作成された中間成果物及び最終成果物は、本業務終了に伴い厚生労働省が必要とする成果物が引き渡された後、速やかに消去、破壊等の処理を行うこと。

(3) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受託者が負担すること。

(4) 受託者は、前記「3. 契約期間」の終了後においても、この項目について同様とする。

12. 照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室
担当：日田
電話：03-3595-3287